4

「山田らの集団」について

㈠　本団体と「同一性を有する団体」であると認められること

「山田らの集団」は、「Aleph」から分派・分裂した団体であるところ、その背景は、麻原の二男の「Aleph」への復帰をめぐる「Aleph」内の意見対立にすぎず、本団体の教義の受容自体には何ら変化はない。また、現在も、麻原に対する絶対的帰依を隠さず、麻原が創設した位階制度や出家制度に基づく組織構造を維持しながら、麻原の著書や説法映像等を多数保管し、これらを用いて構成員を指導するなど、麻原の意思を実現することを目的として活動している上、本団体の教義において最重視され、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」を含む麻原の説いた教義を保持し続けていることは明らかであり、「山田らの集団」が本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はない。

そして、「山田らの集団」は、令和八年七月末時点の構成員として二十一名（出家した構成員二名、在家の構成員十九名）を報告し、二都県下に二施設を確保し、出家した構成員の指導の下、複数の在家の構成員を管理下の施設に出入りさせて修行を行わせている上、物品販売等を行う収益事業を営み、施設内に会計帳簿を備え置いていることなどを踏まえると、「山田らの集団」は、複数人により組織され、個人を離れて、麻原の説いた教義を広めるなど、麻原の意思を実現することを目的として継続的に活動していることは明らかであるから、特定の共同目的を有する継続的結合体である「団体」（法第四条第二項）に該当する。

以上によれば、「山田らの集団」は、本団体と「同一性を有する団体」であると認められる。

㈡　法第五条第一項第一号、第四号及び第五号の要件該当性

⑴　法第五条第一項第一号の要件（無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること）該当性

麻原は無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であるところ、「山田らの集団」については、

ア　「Aleph」元構成員である山田ら出家した構成員二名はもとより、在家の構成員に至るまで、麻原に対して絶対的に帰依していること

イ　麻原が創設した位階制度において、「師長補」の位階にある山田が「山田らの集団」の代表者であり、「師補」の位階にあるもう一人の出家した構成員が、上位者である山田を補佐する役割を担いながら、両名共に管理下の施設に居住するなど、麻原が創設した組織構造の根幹たる位階制度及び出家制度を維持していること

ウ　管理下の施設に麻原の肖像写真を掲示し、麻原の著書や説法映像等を収録したＤＶＤ等を多数保管しており、これらを用いて在家の構成員を組織的に指導したり、麻原が摂取を推奨していた「修法物」を構成員に摂取させたりしていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「山田らの集団」においては、無差別大量殺人行為の首謀者たる麻原の過去の言動が、現在も団体の方向性を左右する力、あるいはその内容に変化を生じさせる力を有していると容易に認められるから、麻原が現在も「山田らの集団」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかであり、「山田らの集団」は、法第五条第一項第一号の要件に該当する。

⑵　法第五条第一項第四号の要件（団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める「綱領」を保持していること）該当性

ア　本団体の教義が殺人を勧める内容を含み、両サリン事件が同教義にのっとって敢行されたこと

前記３・㈡・⑵・アで述べたとおりである。

イ　「山田らの集団」が現在も本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していること

前記㈠で述べたとおり、「山田らの集団」は、麻原の二男の「Aleph」への復帰をめぐる「Aleph」内の意見対立に起因して、「Aleph」から分派・分裂した団体であり、本団体の教義の受容自体に何ら変化はなく、一貫して麻原に対する絶対的な帰依を隠さず、麻原の意思を実現することを目的として活動していると認められるから、これらのことのみによっても、「山田らの集団」において、現在も本団体の教義が維持され、殺人を勧める「綱領」が保持され続けていることが強く推認される。

さらに、「山田らの集団」は、現在も、管理下の施設において、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の根本とされる「苦の詞章」を掲示するとともに、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき麻原の説く「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を促す内容、その実践のための修行とされた「マハームドラーの修行」の重要性について説く内容、両サリン事件の動機に関連する「日本シャンバラ化計画」につながる内容が記載された教本や、同教本の内容に関する試験問題及び解答用紙を整然と保管しており、これらを用いて構成員を組織的に指導し、構成員もこれを受け入れていると認められる。

以上によれば、「山田らの集団」は、現在も、本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第四号の要件に該当する。

⑶　法第五条第一項第五号の要件（他に団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること）該当性

前記３・㈡・⑶で述べたとおり、「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性」とは、現時点において、同行為に関する危険な「要素」を保持しているかどうかを問題とするものであるところ、「山田らの集団」については、

ア　麻原が創設した上命下服の位階制度に基づく組織運営の根本に従い、出家した構成員二名を管理下の施設に居住させたり、立入検査に対し、組織ぐるみで対抗措置を講じ、実態を明らかにしないなどの非協力姿勢を示したりするなど、本団体が両サリン事件の計画・準備を組織的かつ秘密裏に行うことを可能にしたのと同様の、麻原を頂点とする上命下服の閉鎖社会を維持していること

イ　山田ら出家した構成員二名を始め、両サリン事件当時から本団体の構成員である者や「Aleph」に所属していた構成員を擁していること

ウ　構成員を集めて修行を行うイベントを秘密裏に行うなど、組織活動を殊更に密行化させていると認められること

エ　設立当時から、自分たちの宗教的理念に賛同する者を受け入れる旨の意思を明示し、実際に「Aleph」を離脱した構成員を受け入れ、その後も「Aleph」からの構成員の受皿となる意思を持ち続け、現在においても、「Aleph」の出家した構成員であった者と関係を維持していることがうかがわれること。また、施設内に麻原の写真を掲げ、麻原の説法を記載した教材等を使用し、「修法物」を摂取するなど、基本的な生活様式や修行内容等について「Aleph」との共通性が多く、「Aleph」の構成員にとって、「山田らの集団」の活動に参加しやすい環境が整えられていることから、今後、「Aleph」の構成員を自らの団体に取り込むことも考えられ、そうした受皿化が進んだ場合には、「山田らの集団」が、本団体における一大勢力となるおそれがあること

オ　前記３・㈡・⑶・キで述べたとおり、諸外国において、本団体がテロ組織として認定され、活動の禁止等の規制が実施されていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「山田らの集団」は、現在も、団体の属性として、無差別大量殺人行為に関連性を有する危険な「要素」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第五号の要件に該当する。